



ふおれすと便り

発行所：ふおれすと 千葉県柏市中央町5-16 穂高第2ビル205号 TEL：04-7167-7331

外国人労働者受け入れ拡大で社会保険制度はどう変わる？

◆治療のために来日する医療保険のただ乗り問題

日本の医療保険は「国民皆保険制度」といって、保険証があれば誰でも1～3割の自己負担で受診できる手厚い制度です。ところが昨今、留学や技能実習制度を利用して、治療のためだけに来日する外国人の問題が指摘されています。低額な自己負担で、がん治療など高額な保険給付を受けようというのです。また、国内に住む外国人労働者の保険証について、母国の家族が来日し、本人と偽って利用する「なりすまし受診」も報告されています。来年4月から外国人労働者の受け入れを拡大するなかで、こうした外国人の医療保険の不正利用をどうすべきかが議論されています。

◆医療保険で母国の家族を除外

現在、日本に住む外国人労働者が生計を支える3親等以内の親族については、日本に住んでいなくても扶養家族として扱われます。母国で医療機関を利用した場合でも、申請すれば、医療費は協会けんぽや健康保険組合など日本の医療保険者が負担します。

政府・自民党は、外国人労働者の受け入れ拡大にあたり、膨らむ医療

費を考慮して、この仕組みを改める方針を固めました。日本で働く外国人が母国に残した家族について、日本の公的医療保険制度の適用対象から原則として除外するのです。ただ、外国人に対する差別的な取扱いにならないよう、日本人労働者の家族が生活拠点を海外に移して日本国内に生活実態がない場合、扶養家族から除外することも検討しています。

◆社会保険料を長期滞納する外国人の在留を認めない方針

また、政府は外国人労働者の受け入れ拡大で、国民健康保険や国民年金の滞納を警戒しています。保険に加入しないまま病院で受診し、医療費を踏み倒すなどの事態が想定されるためです。そのため、政府は社会保険料を長期滞納している外国人の在留を認めない方針を固めました。法務省と厚生労働省が保険料滞納に関する情報を共有するほか、法務省が在留を許可するにあたっての運用指針で、社会保険料をきちんと支払っていることを新たな要件として追加する方針です。

◆年金でも第3号被保険者に国内居住要件

政府は、年金についても医療保険

と取扱いを合わせる必要があると判断しました。現在、厚生年金の加入者が扶養する配偶者（国民年金の第3号被保険者）は、自身が保険料を納めていなくても年金を受け取れますが、年金の受給資格を得るには国内の居住を要件とする方向で検討に入りました。2019年度中にも、国民年金法を改正する方針です。これにより、海外で生活する外国人労働者の配偶者には年金が支給されなくなりますが、日本人の従業員の配偶者が海外に住んでいる場合の対応が、検討課題になります。

留学生の日本企業への就職事情(平成29年度法務省発表資料より)

◆留学生の日本企業への就職実態

「留学」等の在留資格から、日本国内企業への就職を目的とした在留資格の変更は、22,419人が許可されています（前年比15.4%増）。変更後の資格は「技術・人文知識・国際業務」が全体の91.4%を占めています。

主な国籍・地域としては、約半数が中国で10,326人（46.1%）、次いでベトナム、ネパール、韓国、台湾となっており、アジア諸国だけで全体の95.5%を占めています。

就職先の業種としては、非製造業が81.1%、製造業が19%となっています。非製造業では、商業・貿

易（9.5%）およびコンピュータ関連サービス（7.7）が上位を占めており、製造業では一般機械および電気（共に3.1%）が上位を占めています。

職務の内容としては、翻訳・通訳が最も多く23.8%で、販売・営業（14.1%）、海外業務（9.5%）、技術開発・情報処理（6.3%）と続きます。

月額報酬については、20~25万円未満が47.3%と最も多く、次いで20万円未満（34.6%）、25~30万円未満（10.3%）の順となっています。

就職先の企業等の従業員数については、従業員数50人未満の企業等に就職した者が8,275人（36.9%）と最も多く、これを含め100人未満の企業等への就職数が10,356人と全体の約半数を占めています。

留学生の最終学歴については、大学卒業者が10,196人（45.5%）と半数近く、次いで大学院卒業者が5,477人（24.4%）の順となっており、両方で全体の約70%を占めています。他に多かったのは、専修学校卒業者で4,869人（21.7%）となっています。

就職先企業等の所在地については、東京都9,915人（44.2%）と圧倒的に多く、大阪府2,228人（9.9%）、神奈川県1,278人（5.7%）と続きます。

◆総論

留学生が日本企業等へ就職する割合は年々増加し、5年前と比較すると約2倍以上に増えています。そして、出入国管理法の改正により、来年4月から新しい在留資格が生まれ、今後ますます外国人の雇用市場は活発になることが予想されます。外国人労働者の受け入れを検討して

いる企業は、制度改正の動向に注目することはもちろん、受け入れ後の管理体制の準備にも注意が必要です。

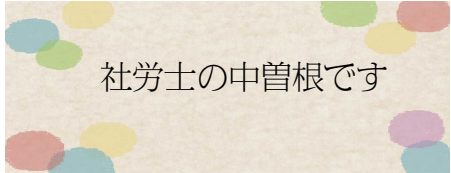
11月

ひとこと

- ◆下の写真は、池袋にある旧自由学園の校舎です。大正10年に女学校として設立され、現在も東京東久留米に移転して幼稚園から大学までの総合教育機関として存続しています。こちらの旧校舎も有名なフランク・ロイド・ライトの設計による重要文化財でありながら、池袋駅徒歩5分の場所で結婚式場等で現役で使われています。
- ◆中に入ってみると、さすがに当時のままというわけにはいかずに、あちらこちら補修・修理が目立っていて、当時のままの場所の方が少ない。その当時のままの場所を係の方に聞くと、「食堂にあるテーブルと椅子は当時の物」と聞いて、早速、その椅子に座ってみると当時のお金持ちのご令嬢の笑い声がどこからともなく聞こえる……ことも無く、ただ小さい椅子でした。
- ◆この建物がユニークなのは使いながら保存している点。立入禁止にすれば管理保存も簡単だろうと思うんですが、それでは建物が生きないらしいです。その代わりに点検・修理をこまめにして、建物の寿命(?)を伸ばすこと。振り返ってみれば、人間の身体も50年60年使っていれば、補修修理が相当に必要なになっているはず。建物のように簡単に修理はできないものの、せめて点検はこまめにする必要があります。
- ◆ここまでの読んで頂いたあなた、健康診断・人間ドックは何時しました？長持ちしませんよ。



重要文化財 池袋 自由学園明日館


 社労士の中曾根です

11月に入り朝晩の寒暖差がすずみ天高く空気が澄んできました。晴れた穏やかな日は、紅葉したいちょうやもみじ狩りに家族や友人とお弁当をもってでかけたくなりますね。

今回も助成金についてお付き合いください。

時を経て助成金は変わっていきませんが、20年以上基本的に変わらない助成金もあります。その代表が「特定求職者雇用開発助成金」です。この助成金は助成金の基本中の基本です。

【概要】・・・高年齢者（60歳以上65歳未満）、障害者、母子家庭の母（父子家庭の父）などの就職困難者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者（雇用保険の一般被保険者）として雇入れる事業主に対して支給される助成金です。

【対象となる事業主】

- ①雇用保険の適用事業主であること
- ②対象労働者をハローワーク地方運輸局または一定の職業紹介事業者の紹介により雇用保険の一般被保険者として雇入れる事業主であること
- ③対象労働者を継続して雇用すること
- ④対象労働者の雇入れの日前後6か月間（基準期間）に事業主都合による解雇をしていないこと。
- ⑤基準期間に特定受給資格者（自己都合退職でない）被保険者が多数いない。
- ⑥対象労働者の出勤、賃金支払い状況を明らかにする書類（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿など）を整備・保管し提示できること。
- ⑦同助成金の対象者が一定以上いる場合に対象者である離職者が一定以上いないこと

就職困難者と言ってもシングルマザーも60歳以上の方も障害者手帳をお持ちの方でも就職を希望してハローワークから紹介される方ですので十分な労力がある方がほとんどです。

会社は求職者と面接して「採用します」とハローワークに通知して雇入れ、求職者が対象労働者であれば半年ほどたったときハローワークから助成金申請の通知が来ます。「助成金が自動的にやってきた！」様な感じでラッキーな気分になります。もちろん対象労働者に当たればですが・・・この助成金をとるために知っておくことは次の3点あります。

○従業員の募集はハローワークにも出しましょう。
○事業所には出勤簿（タイムカード）、賃金台帳、労働者名簿を備えて適切な労務管理と賃金の支払いを行いましょう。

○対象になる労働者と知っていればできる配慮をして雇用が継続するよう後押ししましょう。

「適切な労務管理と賃金の支払い」これは社労士がお手伝いできる基本でもあります。助成金の審査の基準が年々進化してきています。提出すべき賃金台帳や勤務時間を管理するタイムカードによって適切な労務管理であることを審査されます。ちょっと心配と思われたときは是非ご相談ください。

【支給額】

対象労働者	支給額	助成対象期間	各支給対象期の支給額
高年齢者、母子家庭の母等	60万	1年	30万円×2期
身体・知的障害者	120万	2年	30万円×4期
重度障害者等	240万	3年	40万円×6期
短時間労働者	支給額	助成対象期間	
高年齢者、母子家庭の母等	40万	1年	20万円×2期
障害者	80万	2年	20万円×2期

★中小企業の場合のみ載せています。★短時間労働者とは週20時間以上30時間未満の労働者です。